

船橋社会学理論の背景としての東京都 公害問題対策資料

—“duality”の契機に着目して

大門 信也

はじめに

- 1 船橋理論における3項と2項の絡みあい
 - 2 両義性論の含意——なぜdualityなのか
 - 3 「都公害資料」のなかの船橋理論
- おわりに

はじめに

(1) 問題の所在

本論文の役割は、法政大学大原社会問題研究所環境アーカイブズ所蔵「受入番号 0016 1970年代東京都公害問題対策資料」（以下、「都公害資料」）の意義を、環境社会学、とりわけ船橋晴俊が生みだした社会学理論（以下、船橋理論）との関連において明らかにすることにある。「都公害資料」は「民間に保存された公的文書」と位置づけられるが、その寄贈者が船橋その人であるという、環境社会学として注目すべき経緯があるためだ。

船橋は、社会問題の解決に資する社会学理論の構築を生涯の研究テーマとし、それに真正面から地道に取りくんだ環境社会学者である。「都公害資料」は、その船橋が社会学者としてのキャリアの出発時期に、美濃部亮吉都知事時代のいわゆる革新都政（以下、美濃部都政）の中核にいた父・船橋俊通氏（以下、俊通氏）が蓄積した貴重な記録である。もちろん家族とはいえ、船橋がその内容を知っていたとは限らない。しかし、初期キャリアをかざる論文が美濃部都政で生じた「東京ゴミ戦争」を事例にしたことからうかがえるように、当時船橋のおかれた状況が、その研究の歩みに影響を与えたと考えるのは自然である。環境政策の黎明期を知る貴重な記録として、自宅に所蔵されていた資料群を寄贈したという経緯も勘案すれば、「都公害資料」と船橋理論との関係が、探究

すべき研究課題であることに異論はないだろう⁽¹⁾。

船橋は厳密に定義された概念とその関連性を示す明瞭な命題群によって構成された社会学理論をめざした。生みだされた理論枠組みは多岐にわたり、かつそれぞれがメタ水準でも関連づけられている。中範囲の理論としての「受益圏・受苦圏論」（ただしこれは共同研究の成果とされる）、基礎理論としての「環境制御システム論」や「協働連関の両義性論」、そして原理論としての「組織の存立構造論」と、重厚な理論的考察が積み重ねられてきた。さらにこれらには、環境問題の基本的メカニズムを説明した「環境負荷の外部転嫁」や「社会的ジレンマの7類型」、核燃料サイクル施設問題でとりあげた「社会的共依存」のような理論・概念群が組みこまれている。そうした学問的探究の集大成である『社会制御過程の社会学』には、巨大建造物や交響曲を思わせる船橋理論の体系が示されている（船橋 2018）。

船橋理論のこうした体系性への強い志向は、国家行政機構の変革も視野に入れた政策理論をめざしたことによる必然でもあるが、一方で、「理解しにくい」「使いにくい」といった反応を生むこともあろう。環境社会学内においては、「順応的ガバナンス」論を筆頭に、現場での了解可能性を高めるより柔軟な知をめざす傾向が強まっており⁽²⁾、それらに比べ、いささか硬質にみえる船橋理論との距離が近年広がってきているようにも感じられる。

こうしたなか「都公害資料」は、船橋理論をより柔軟に読みなおし、様々な環境問題の現場に活かしていくための貴重な機会になる、と筆者は考えている。「都公害資料」の特徴は、美濃部都政が、住民運動や企業と対峙しながら公害・環境行政を組みたてていった過程を、ひとりの官僚⁽³⁾（俊通氏）の視座から理解できる点にある。興味深いことにその時期、船橋は「媒介（者）」、また「支配（者）」や「統率（者）」といった鍵概念を使うようになっていく。これらを鍵概念として組みたてられた「協働連関の両義性論」（以下、両義性論）は、「都公害資料」の終点でもある 1980 年に発表された。こうした理論枠組みを、この時期の船橋はいかにして作りあげたのか。その背景にあったものを、「都公害資料」は示してくれている可能性がある。とすれば、「都公害資料」をつうじて、私たちは船橋理論の根っこにある発想を、より高い解像度で理解できるようになるはずだ。またその逆に、船橋理論を紐解いていくことで、「都公害資料」の意義を理解し、今後の活用に関わっていくためのひとつの手がかりを得ることができるであろう。

そこで本論文では、これまであまり光をあてられてこなかった船橋理論の“duality”の契機に着目し、その理論構成を筆者なりに読み解いていく。そして、その読み解きにもとづき、「都公害資料」の基本構成や、そこに登場する主体連関の一部を検討しつつ、最後にあらためてひとりの官僚の視座を内包する資料群から、公害・環境問題を追いなおしていくことの意義を考えてみたい⁽⁴⁾。

(1) なお「都公害資料」の基本的なプロフィールや経緯については、本特集収録の宇野論文を参照。以下の論考は同論文の内容を前提に進める。

(2) 最新の論集に宮内・三上編（2024）がある。

(3) 本論文では社会学における官僚制（bureaucracy）の汎用的な使用法を前提とし、地方公務員についても「官僚」という表現を用いている。組織の存立構造論における「媒介者」のニュアンスを強調するためである。

(4) なお本論文の船橋理論の理解については筆者による別稿（大門 2020）も参照のこと。

（2） 解決へのこだわりと duality

船橋理論の独自性のひとつは、問題解決へのこだわりにある。その点は、「都公害資料」と同時期に美濃部都政を分析した『住民運動の論理』（松原・似田貝編著 1976）との対比から理解することができる。

都市・地域社会学の古典的名著とされる『住民運動の論理』は、その第2部において美濃部都政の到達点と限界を、環状7号線や放射36号線の道路公害といった生活環境問題をめぐる住民運動と都行政との相互作用過程から分析している。とくに似田貝によれば、住民参加の場として東京都が用意した「都民室」の設置は重要な契機であったが、住民参加の活動が「政策」や「政治」から切り離され、「行政」の過程に限定される形で制度化されたという（似田貝 1976）。「都民室」の設置は、現実的に住民の行政過程への参加をうながし、生活にまつわる問題に対して意見表出の機会や計画過程への関与をうながした。しかし一方で、それはあくまでも「行政」の範囲にとどまるものであり、より根幹的な統治への関与から排除させられているのである。似田貝は美濃部都政に対して慎重な姿勢をとり、場合によっては到達点よりも限界点を強調しているようにみえる。またこうした評価は、革新自治体や首長による「公共性」を問題視した社会運動論（宮崎 2005）とも軌を一にしているといえよう。

これらに比べ、東京ゴミ戦争を分析した船橋の美濃部都政への評価は、より高いようにみえる。本論文の第2節で説明するように、船橋は社会問題の解決にあたって、支配システムと経営システムの両義性（duality）に着目し、二重の意味での「問題」の「同時解決」を重視する。『社会制御過程の社会学』（船橋 2018）の「第I部 単位的な社会制御過程」では、自治体レベルでの公害・環境問題の事例が扱われているが、なかでも東京ゴミ戦争は、有名な名古屋新幹線公害問題（第4章）や沼津・三島石油コンビナート建設問題（第5章）の後の第6章に配置され、それらよりも高度な「同時解決」が成された事例として扱われている。美濃部都政において展開した東京ゴミ戦争は、地域住民と都行政との対抗的分業のもと、二重の意味における「問題」の「同時解決」がより高度に達成されている。そう船橋は分析し、そうした解決をうながした美濃部都政に高い評価を与えたのである。

両者の都政への評価の違いは、そもそも事例の違いに由来するものであり、単純な比較はできない。東京ゴミ戦争は、司法をも巻き込みながら展開した広義の政治過程であり、他方では「廃棄物焼却施設の建設」という、問題のごく狭い範囲での部分的「解決」に限定されてもいる⁽⁵⁾。これに対して、幹線道路の公害のような問題は、地域社会においては住民の居住地周辺における継続的なまちづくりの問題でありつづけるを得ず、他方で、当時の国土交通省や経済産業省といった国レベルの主体との葛藤に開かれている。みている問題領域や局面の違いゆえに、都政への評価が異なるのは当然の帰結であろう。

しかし同時に、船橋があくまでも「問題解決」にこだわる点には、単に分析対象の差異には還元しきれない、船橋独自の志向性を読みとることができる。とくに住民と行政による「対抗的分業」という図式を打ちたてながら、「問題」の「同時解決」という独自の解釈を与えている点は、船橋

(5) この点は船橋も認識している（船橋 2018：205）。編集者が追加した船橋のメモ。

の真骨頂ともいえよう。

そして、その根幹にあるのが duality の契機であり、「都公害資料」の意義を理解するために重要な示唆を与えてくれるというのが、筆者の見立てである。duality は、2つの項目が同時に存在する状態を意味し、社会学では dyad という表現もよく使われる。主体間の関係性を表現する場合は 2 人性や 2 者性と表現できるが、社会システムの作動やそれにもとづく葛藤状況も duality の語によって表現できる。本論文では、「2 項」ないしは“duality”という言葉をより包括的な原理的な関係性とみなし、その含意を掘り下げる。ただし以下では、文脈や参照元の表現にあわせて、2 人、2 者、2 項、二重、両義、あるいは duality, dyad といった表現をそのつどに使いわけることになる。また本論文では、2 項・duality の前提として「3 項」・“triplicity”にも光をあてる。以下では、3 項、3 者、3 人、triplicity, triad の表現を使いわけていく。

さらに 3 項と 2 項の絡みあいについて、本論文では G. ジンメルの議論をとりあげる。ジンメルは、社会の量的規定を論じる議論のなかで、3 人（以上）による結合と 2 人結合との根源的な違いを詳細に検討し、前者が「超個人的な統一性」としての社会を形成するに不可欠であり、後者ではこれが達成されないことを指摘している。しかし、そうであればこそ、3 人結合において失われる「純粹で直接的な相互性」(Simmel 1908=1994: 108) を 2 人結合は有しているものであり、後者には前者にない独自性があることをジンメルは議論している。船橋もまた「組織の存立構造論」において媒介をめぐる 3 項的な扇型関係⁽⁶⁾を社会の原理的構成と位置づけ、いったんは 2 項関係を退ける。しかし他方で、両義性概念に duality の英語をあてたり、対抗的分業で 2 者間の葛藤関係を強調したり、組織社会学における勢力関係を分析用具として採用するなど⁽⁷⁾、2 項関係をその巨大な理論体系の各所に食い込ませている。船橋理論はマルクスを起点においているが、全体としてジンメルの図式がみえてくるのは興味深い。この点については、本論文の第 2 節でふたたび議論する。

(3) 「都公害資料」へのアプローチ

船橋理論と「都公害資料」との関係論じにあたり、本論文では、船橋自身とこの資料との関係を次のように整理しておく。

船橋自身が「都公害資料」を、とりわけこの資料を俊通氏が取得した時期に検討しえたかどうかは、俊通氏の職務との関係もふくめ微妙な問題である⁽⁸⁾。少なくとも船橋は、「都公害資料」をそのまま参照した論文は発表しておらず、同時期の美濃部都政を扱った「対抗的分業の理論」のデータ

(6) 船橋の議論の下敷きとなった真木悠介は、議論の基本構図を単純な「R: 関係性」「S: 主体性」「O: 客体性」から説きおこし、これを「トリアーデ (triad)」図式として発展させながら議論を進めている (真木 1977)。船橋理論は、基本的にこの存立構造論の 3 項図式をつねに念頭において進めている。この点については大門 (2020) 前掲も参照。

(7) 組織社会学における勢力関係とは、M. クロジエ学派による「戦略分析」理論をさす。船橋は主体間関係の分析に、この理論を採用している (船橋 2018: 48-51)。戦略分析の採用も、船橋理論における duality の契機的一端を表すが、本論文ではここで指摘するにとどめる。

(8) ただし俊通氏の遺族がこれらの資料を研究機関に寄贈することに問題はないことが確認されている。この点は、本特集収録の宇野論文を参照のこと。

は、論文上で確認できる範囲では独自調査が参照されている。調査データとしての参照／被参照という点において、船橋の研究と「都公害資料」とは切り離された関係にある。

しかしながら、そうした研究成果にいたる過程やもとなる着想に、俊通氏の携わる美濃部都政の動きが影響したと考えることは、決して不自然なことではない。船橋自身、指導教授であった真木悠介の『人間解放の理論』が哲学的思索をふくむ抽象的な論考でありながら、その着想の根源に、当時の具体的な社会問題への課題意識があったことを指摘している（船橋 2010：211-214）。自身もまた、当時の社会問題やそれに対峙する美濃部都政（あるいはそのなかで職務を遂行する官僚）の姿を、着想の源にしていたとしてもおかしくない。本論文では以上の整理のもと、船橋理論の背景を理解する手がかりを「都公害資料」が提供しているとみなして議論を進める。

1 船橋理論における3項と2項の絡みあい

(1) 環境制御システム論にみる3項と2項

前述のとおり、本論文では船橋理論を「3項関係と2項関係の絡みあい」として把握する。これは筆者独自の解釈であり、これまで指摘されてこなかったと思われる。抽象的になるが、まずその論理構成を単純化して示そう。

- A. 多数の人間により社会を構成するには、その協働を可能にする「要」としての媒介者（第3項）をくわえた、3項関係の成立が不可欠となる。
- B. しかしこの3項関係は、媒介者による加害や収奪といった支配問題を引きおこす傾向をもつ。
- C. こうした問題を是正するためには、ある種の2項関係を活性化させ、その葛藤や対立から生まれるあらたな契機を媒介とした創造的な解決の模索が必要となる。

船橋は「組織の存立構造論」においてまず「2人関係（ダイアド）」をしりぞけ、2人の被媒介者と1人の媒介者からなる「3人関係（トライアド）」を原型とする「扇型関係」を社会学的原理論の出発点としている（船橋 2010：33-36）（上記A）。そのうえで3項関係が引きおこす物象化のメカニズムを説明する（船橋 2010：54-68）（上記B）。そして、本論文第2節で述べるように、基礎理論としての両義性論においては、社会問題の2項的把握のアイデアが提示される（船橋 2010：71-76）（上記C）。この3項関係と2項関係の絡みあいそのものについて、船橋自身は明確な説明を行っていない⁽⁹⁾。しかし「環境制御システム論」では、環境問題というより具体的な文脈にそくして、両者の絡みあいが結果として図式化されている。以下、環境制御システム論の基本図式を確認していこう。

環境制御システム論では、図1のように、3角おにぎり型の図形が2つ重なりあう様子を基本構図としている。2つのおにぎりには、それぞれの領域を動かす主体間の関係が示されている。○で示されているのは地域や市場など現場で協働する住民団体や企業群である。これに対して、△が、

(9) 後述するように、唯一みられるのが3項関係と2項関係の質的断絶の説明であり（船橋 2010：35）、そこで船橋はジンメル議論の存在を注釈している（船橋 2010：70）。

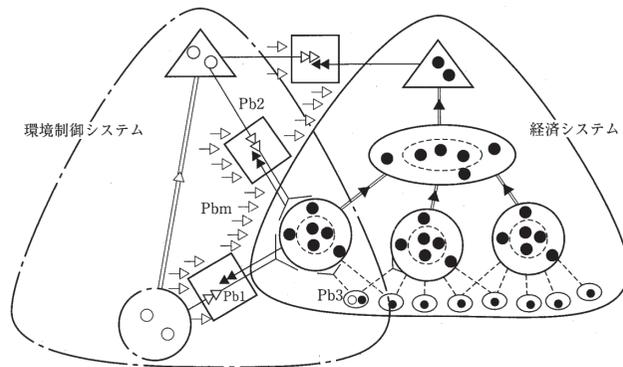


図1 環境制御システムの形成と経済システムに対する制約条件の設定
出典：船橋（2004）を一部修正して転載

○を媒介する存在となっている。近代国家において△の代表格は中央政府ということになる。

いうまでもなく、3項関係のなかには複数の2項関係がふくまれている。環境制御システム論では、環境制御を目的とする相互作用の総体と、経済活動を目的とする相互作用の総体の重なり合いが描かれているため、ふくまれる2項関係はより複雑だ。確認しよう。まず左側のおにぎりのなかには、○（たとえば環境保護団体）と△（たとえば環境省）との相互作用があり、右側のおにぎりには、○（一般企業）と楕円（業界団体）とのあいだ、また楕円と△（たとえば経済産業省や国土交通省）とのあいだに相互作用がある。左右のおにぎりをこえる形で、○同士、△と○、△と△という2項関係もある。後述する対抗的分業は、とくに左側のおにぎりのなかの○と△との葛藤をつうじた問題解決への営みをさしている。そして、この環境制御システム論全体としてみれば環境問題解決をめざす諸主体と、経済的利益の獲得をめざす諸主体との2項による葛藤関係が生じている。

このように「環境制御システム論」には、社会の総体が3項関係として描かれつつ、そのなかに2項関係が多層的に息づいている。前述のように船橋は「2人関係モデル」ではなく「扇型関係モデル」を社会学的原理論の出発点にしている。ではそうした3項関係のなかに、ふたたび2項関係が繰り返し登場する事態を、どのように理解すればいいのだろうか。

(2) 対抗的分業論

その手がかりとして、ここでまず対抗的分業論を検討する。対抗的分業論は、1976年に共著論文にて提案された（船橋・船橋1976）。この論文が事例とする東京ゴミ戦争とは、高度経済成長にともなう廃棄物増加をうけ深刻化した、東京都区内での廃棄物受け入れをめぐる葛藤のことである。とくに排出元である杉並区とその受け入れ先である江東区との対立が問題となった。美濃部都知事は1971年に「ゴミ戦争宣言」を行った。前述したように、船橋は集大成となる著作『社会制御過程の社会学』でも、この事例に重要な役割を与えている。

対抗的分業とは、社会問題に対して何らかの影響を被っている人びと（住民）と、その問題に対応する政府（地方政府もふくむ）が、相互に対抗的な関係でありつつも、問題解決に向けてそれぞれの役割をはたすという意味で「分業」状態にあることをさす概念である。東京ゴミ戦争において

は、これ以上の廃棄物受け入れを拒否する江東区住民と東京都との関係、また廃棄物処分場建設に反対する杉並区住民と東京都との関係が、それぞれに対抗的分業を形成していたとされる。このような（予定調和的でない）対抗的な関係は、問題解決への創造的な行為や意思決定を相互に促進し、最終的には廃棄物の「自区内処理の原則」を軸とした数々の成果を導きだした。具体的には清掃工場への受益施設の併設や公害対策の徹底、杉並区への新しい清掃工場の建設、そして江東区との協力関係の修復などである（船橋 2018：199）。以上がこの議論の骨子である。

この議論の特徴は、杉並区と江東区に、東京都をくわえた3項関係を視野に入れ、前2者の対立ではなく、媒介者たる東京都と両地域との対抗的關係に光をあてている点にある。とくに興味深いのは、媒介者（東京都）と被媒介者（各区住民）とが対抗することで、2項的な關係性を獲得し、それによって問題解決が創造的になされたと説明している点だ。3項的な社会關係のなかに、対抗的分業という2項關係が立ちあがることで、よりよい問題解決への道がひらける。「問題解決」をめぐる船橋理論のダイナミズムが、3項と2項の絡みあいのなかで示されている。

さらに東京ゴミ戦争は、廃棄物処理が単なる技術的經濟的な課題ではなく、その処分地域をめぐる社会的不公正の問題でもあることを示している。船橋は、前者を「経営問題」、後者を「被格差・被支配問題」とよび、この事例でその双方の文脈で問題が「同時解決」されたことを評価している。この事例では、「自区内処理原則」の確立により、単に都内全体の処理能力向上がはかられたのみならず、廃棄物の受け入れという負担の一部への押し付けが是正されたからである。前段落で述べた対抗的分業という2項的な關係の形成は、問題の二重の意味での解決にみちびいている。対抗的分業論を発表した4年後、船橋はこれを両義性論として発表することになる。

（3）「都公害資料」の資料構成

さて、ここまでの議論をふまえ、「都公害資料」について準備的な検討を試みたい。ここでは対抗的分業にまつわる手がかりを、資料群の全体構成から確認する。

表1は、「都公害資料」の基礎となる整理枠となっているシリーズごとに、どういった資料が保管されているかを整理したものである。資料については具体的な資料タイトルが示されているアイテム名を適宜抜粋して整理した。そのシリーズの特徴や意義を、ここまで述べてきた船橋理論との関連で参考になると筆者が判断して挙げている。なおシリーズ9と16は雑録的な内容のため要約の意味がないと考え表からはぶいた。シリーズ17は追加で取得された資料であり内容の取捨選択がしにくいいためこれもはぶいた。あくまでもおおまかな把握のための作業であることをお断りしておく。

表1をふまえて「都公害資料」群の全体をみていくと、汚染状況の把握や対策技術といった科学技術的な資料から計画や法案まで様ざまなものがふくまれている。また議事録など、会議や会合に関する資料も多く、前述の調査・技術的な資料もそうした場で共有されたものであることもうかがえる。会議や会合は、行政内部や議会等で行われる場合が多い。自治体による公害・環境政策の形成過程に関する貴重な資料だということがわかる。また、シリーズ4に「ごみ問題を語る七大都市首長と婦人の集い」とあるように、住民参加、あるいは住民との対話的状況がうかがえる資料名も見受けられる。シリーズ6は、環境アセスメント条例の制定過程に関する諮問機関の議事録や都議

表1 各シリーズに収められたアイテムの概要（抜粋）

シリーズ名	アイテム件名
1「産業廃棄物」	東京都産業廃棄物処理計画について（案）産業廃棄物関係部会及び小委員会審議経過副知事／産業廃棄物処理計画について 第28回東京都都市公害対策審議会総会の開催について（通知） 産業廃棄物処理施設に関する陳情について、産業廃棄物関係部会及び小委員会審議経過
2「ゴミ世論調査」	ゴミ問題に関する世論調査－世田谷・石神井清掃工場周辺の住民意識－ 昭和46年度第7回／都政モニター・アンケート集計結果（家庭ゴミの処理について）
3「カドミ／PCB／クロム土壌汚染等」	カドミウム汚染産米調査について 内湾等における魚類のPCB汚染状況について 日本化学工業（株）旧所有地の重金属汚染にかかる健康調査及び汚染調査結果報告（案） カドミウム汚染に関する専門委員会の開催について
4「ゴミの一般問題」	東京都ごみ対策専門委員会第2回会議議事次第と名簿 ごみ問題を語る七大都市首長と婦人の集い 三多摩地域における廃棄物処理の課題と対策について 廃棄物処理施設建設用機材の異常事態に関する要望について陳情書 中央防波堤外ヘドロ等投棄場所に関する問題点 廃棄物処分地としての東京地先水面の埋立について
5「排ガス規制」	大気汚染防止対策協議会 自動車排出ガス減少装置取付け義務化（東京都公害防止条例改正）について 7大都市自動車排出ガス規制問題調査団報告書 自動車揮発油の無鉛化等の早期実施について 自動車排出ガスの昭和五十一年度規制の完全実施に関する要請
6「環境アセスメント」	アセスメント委員会答申後の作業経過 東京都議会都市計画公害委員会速記録 松橋参考人に対する質疑応答（10月7日都市計画公害委員会） 「東京都環境影響評価に関する条例案」の審議結果について 東京都における環境アセスメントを考える委員会審議経過 東京都における環境アセスメント制度はいかにあるべきか（答申） 東京都環境アセスメント制度検討委員会（第1回）会議次第 旧条例案の問題点、環境アセスメント条例案 鈴木知事になってからの措置方針
7「騒音・振動」	騒音防止指導標準（案）印刷工場・プラスチック射出成形工場 新潟県内における振動の実態調査および調査測定結果の解析 昭和47年 空港周辺航空騒音調査結果 自動車騒音・振動による生活影響に関する調査結果 昭和49年度 第3回 都政モニター・アンケート 都市騒音について 集計結果 現行工法と代替工法及び振動感覚と家屋の被害について
8「悪臭」	三点比較式臭袋法防止技術（防・脱臭方法） 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定（案） 墨田地区における魚油脂等の製造による公害防止について、設備改善進行状況一覧表
10「廃棄物」	1級河川空堀川へし尿処理水の放流について、柳瀬川水質調査結果 河川法準用河川残堀川にし尿処理水を放流することについて（回答）、和解契約書 江戸川区内の自動車解体工場から発生する公害問題について
11「公害 工場集団移転」	京浜6区公害工場移転集団化事業概要、 京浜6区入居企業選定方針、京浜6区用地割当て方針
12「光化学スモッグ」	練馬区立石神井南中学校の事故例について 本年の光化学スモッグによるものと思われる被害届の現状と今後の対策について 自動車利用自主規制推進要綱、光化学スモッグ対策としての交通規制 東京スモッグ対策研究プロジェクトチーム／保健対策研究グループ疫学的調査研究分科会報告 アサガオによる光化学スモッグ観察手引き 光化学スモッグ緊急時における自動車規制案 七大都市自動車排出ガス規制問題調査団の設置について 昭和50年における光化学スモッグ対策（昭和50年4月） 東京スモッグ生成機序・植物被害に関する調査研究の概要
13「公害問題国際都市会議」	公害問題国際都市会議プログラム シカゴ市における環境保護 大ロンドン地域における汚染問題と規制措置 ENVIRONMENTAL PROTECTION IN NEW YORK CITY THE INDUSTRIAL WASTES CONTROL PROGRAM IN NEW YORK CITY
14「公害監視委員会」	東京都公害監視委員会第一次報告書、 東京都公害監視委員会地域集会における意見の要約 東洋天然ガスKKの件、低公害車審査委員会の件、大田区竈木生コン工場建設問題の件
15「排気ガス」	自動車排出ガス調査団経過報告 七大都市自動車排出ガス規制問題調査団学識経験者名簿 自動車排出ガス対策に関する資料の提出について（依頼）、知事談話 低公害対策新車の排出ガス測定結果、 中央公害対策審議会（自動車公害専門委員会）との会見に関する報告（下書き） 東京都都市公害対策審議会 騒音振動部会 会議次第

出典：東京都公害問題対策資料目録をもとに筆者作成

会委員会の資料であるが、各アイテムを確認していくと、住民団体との関係もみえてくる。「東京都における環境アセスメントを考える委員会審議経過」（ID:0016-B3-030-002）には、東京都環境アセスメント条例の策定をめぐり、環状7号線や放射36号線の公害を問題とする住民運動のリーダーたちを集めた会合の資料もふくまれている。当時の住民運動がどのように東京都とかかわっていたのかがうかがえる。

こうした資料を住民運動側の資料などとあわせて検討すれば、あらためて当時の対抗的分業の諸相を広くとらえ直す機会になるだろう⁽¹⁰⁾。シリーズ12には練馬の中学校でおきた光化学スモッグ被害の資料が収められており、当時の生々しい具体的状況も資料は伝えている。こうした東京都下の公害・環境問題の状況を、媒介者たる東京都がいかに認識し、どう対応しようとしたのか。船橋らが東京ゴミ戦争でとらえた対抗的分業が他の事例でも生じていたといえるのか。あるいは似田貝らが分析したように狭い意味での行政過程に住民たちが枠づけられていったということなのか。こうした社会的な問題関心を、あらためて検証するための貴重な資料になっている。

2 両義性論の含意——なぜ duality なのか

(1) 協働連関の両義性

この「都公害資料」のポテンシャルをさらに掘りさげていくために、ふたたび船橋理論の検討にもどろう。対抗的分業論を発表した4年後、船橋は「両義性論」のアイデアを発表する（船橋1980）。その後も船橋は、様々な環境問題の調査研究を進めながら、両義性論の精緻化に意欲を示しつつけた。最終的には船橋の2つの単著の双方で取りあげられ、それぞれに多くの紙幅がさかれている。船橋が生涯をかけて丁寧な育てつづけた理論が、両義性論なのである。

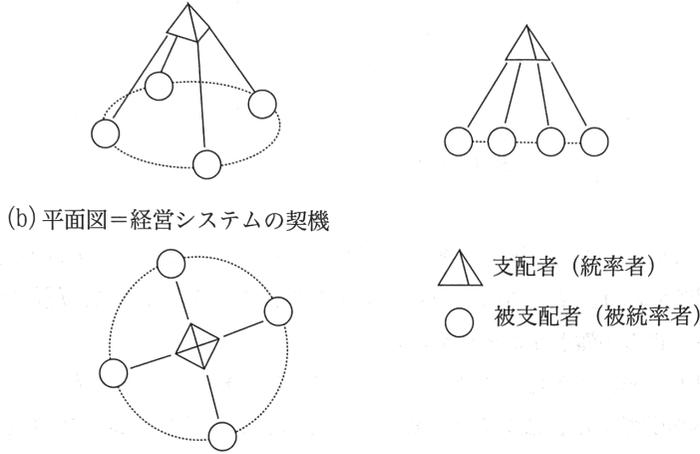
両義性論の基本的なアイデアは、社会の協働連関を、経営システムと支配システムの双方の同時作動過程として捉えるというものである。ここで協働連関とは、社会の最広義における諸主体の相互作用の総体を意味し、そこには協力的な関係もあれば対立的な関係もふくまれる。図2は船橋がそのしくみを説明する際に使うものである。ここでピラミッド型（扇型）の像が示され、それを上からみたときに現れるのが社会の経営的側面、横からみたときに現れるのが社会の支配的側面、ということになる。○で示された諸主体を媒介する第3項的な位置にある△の主体は、経営システムの契機から捉えれば経営問題を解決するための統率者となり、支配システムの契機から捉えれば被格差・被支配問題を解決するための支配者という意味を帯びる。T. パーソنزの AGIL に似て、この同時作動は、個々の組織（企業や市民団体）から国家機関まで、社会のどのような局面・スケールにおいても観察できるとされる。

社会的な問題の解決を考える際、どちらのシステムに即して捉えるかで問題のみえ方がわかる。したがって何をもって解決とするのかにも認識の違いがでてくる。船橋は表2のように具体例で説明する。国家財政危機の場合、経営問題に即せば、財政収支の均衡回復となるが、支配問題（被格差・被支配問題）に即せば、税負担や弱者困窮に関連する不平等の是正、つまり社会的公正に関す

(10) この点は宇野論文の指摘も参照。

図2 「経営システムと支配システムの両義性」の基本イメージ

(a) 立体図＝両義性を有する現実 (c) 立面図＝支配システムの契機



出典：船橋（2018：39）より転載

表2 経営問題の契機と被格差・被支配問題の契機との対比

社会的問題の例	経営問題の契機	被格差・被支配問題の契機
国家財政危機の再建問題	財政収支の均衡回復 (赤字の克服)	増税による負担の増大や財政支出削減による社会的弱者の困窮化
清掃工場建設問題	廃棄物処理能力の確保	廃液・排ガス、清掃車集中による公害の危険性、土地収用問題
新幹線建設問題	高速交通便益の提供	騒音・振動公害問題、土地収用問題
構造不況業種の合理化問題	倒産を防ぐための経営能力の向上、スラックの縮減	解雇による受益圏からの排除 労働条件のさまざまな悪化 (賃金カット、労働強化、安全衛生設備の縮減、etc.)

出典：船橋（2018：93）より転載

る課題として立ち現れる。これは各地域で生じる清掃工場建設問題でも、新幹線建設問題でも同様に説明できる。経済的不況に対する対応も同様に、企業の経営能力に焦点をあてた問題解決と、労働者の困窮や労働強化といった問題群に焦点をあてる場合とで、その解決のあり様に大きな差異が出てくるのである。

しばしばこの二重のシステム作動を、為政者や行政機関はとらえ損ねる。傾向としては経営問題に準拠することで、被格差・被支配問題への対応を忘れ、むしろより悪化させてしまうことを、船橋は指摘している。熊本水俣病問題に代表される公害問題などはその典型である。戦後日本社会において、公害問題は、経済活動の円滑な発展を優先させ、それによる汚染物質の垂れ流しや公害病の発生を見落とす（しばしば隠ぺいする）ことで深刻化した経緯がある。両義性論によれば、これは経営問題の文脈のみで解決をはかろうとすることで、被格差・被支配問題の文脈において問題が

むしろ深刻化した例となる。船橋はこれを「逆連動」とよび、これをまずは避けるべきであるとしている。そして、公害被害者の救済といった被格差・被支配問題を優先させたうえで経営問題を同時に解決する「正連動」の必要性を説くのである（船橋 2018：92-94）。

社会問題の解決は、経営問題と被格差・被支配問題の双方に目配りして進めるべきである——両義性論が主張するこの命題は、社会全体に対する一般的な言明というだけでなく、とりわけ図1や図2における△を担う主体に対するメッセージでもあるように思われる。△の主体は、複数の○が協働するための「要」の役割を担う媒介者である。しかしながら、しばしば△の担い手は、舵取りを誤り、経営問題を優先させた解決に終始し、悪い時にはむしろ被格差・被支配問題を深刻化させる。それはとりもなおさず、経営的課題と支配的課題とが相克的な関係にあり、しばしばジレンマ的な課題を社会につきつけるためである。ときに媒介者は、そうしたジレンマをのりこえて、立地地域の負担集中という被格差・被支配問題に敏感に反応しつつ、同時に廃棄物処理能力の拡大という経営問題の解決に成功し、「正連動」を引きおこすこともある。まさに美濃部都政下の「東京ゴミ戦争」は、その成功例であった。社会的問題の解決において、△の担い手たる媒介者は、自らが統率者であると同時に支配者であることを自覚し、問題解決の2つの契機に目を凝らし、その同時解決をめざすべきである——船橋の両義性論は、社会問題の解決者たる媒介者に対して発せられたメッセージともいえるのである。

（2） 3項関係に対する2項関係の独自性

前述のとおり船橋は、存立構造論にもとづき、社会は「2人関係（ダイアド）」ではなく「扇型関係」、つまり3項関係（triplicity, triad）を出発点に説明されなければならないと主張していた。それにもかかわらず、これまでみてきた「対抗的分業論」や「両義性論」のように、船橋の議論には、2項関係（duality, dyad）がライトモチーフのようにたびたび登場する。このことを原理的に理解するために、ジンメルによる3項と2項をめぐる議論は有用と思われる。船橋自身は、3項関係と2項関係の質的断絶を説明する際にジンメルの議論の所在を注釈するにとどめているが（船橋 2010：70）、この議論が理論化のインスピレーションのひとつになったことは十分に考えられる⁽¹¹⁾。

ジンメルは『社会学』第2章において、3項関係と2項関係の絡みあいについて論じている。ジンメルによれば、3者の結合によって、はじめて「超個人的な統一体」が、固有の命を宿すようにして成立する。しかしそうした超個人的な統一体の成立は、諸構成員に行為の結果への責任や義務を免罪させる側面があることも指摘する。「経済的な結合がきわめて恥知らずな利己主義を要求し、官僚界がはなはだしい権利濫用を許し、政治的団体および学術的団体が個人の権利にたいして憎むべき抑圧を行う」（Simmel 1908=1994：105）のは、3人結合によって個人の責任感覚が免罪されるからで、個人が責任を負うような場合、そのような恥知らずな行動はとらない。2人結合は3人結合が帯びるこれらの特徴を「欠如」させている。2人結合は、構成員をこえた（故に安定的な）

(11) 筆者は2000年代に船橋の大学院ゼミに参加していた。そのおり、稀に船橋がジンメルのこの2人結合・3人結合論に言及していたことを記憶している。

結合が欠如し、純粹で直接的な相互性が攪乱されないことにより、むしろより烈しく、強固な関係を結ぶことになる。ジンメルは、社会形成の基本条件としての3項関係、それによる弊害、これに対する2項関係の固有性や意義を指摘していると考えられる。

さらにジンメルは、「二元性の同じ緊張も総体結社のそれ以外の他の状況によって、あるときには破壊的に、またあるときには現状維持的に作用する」(Simmel 1908=1994:111)と述べ、国家や政治共同体に対する2項関係の効果の例を列挙している。ヴォルテールは、国家のなかに2つの宗派がある場合、それが200の場合では生じないような、不安と困難とを不可避免的に生みだすと述べた。アテネの9人の最高官制度より、ローマの2人の執政官の合議制のほうがよりよく機能した。ローマと同様に、スパルタの2人の王、イロクオイ族の部族同名の2人の最高の軍事指導者、中世のアウクスブルクの2人の市長官など、合議制はしばしば2人の成員から構成されていた。なぜなら「その絶えざる不一致が公然と国家組織の安全」に働いたからであり、「より大きな構造の二元的な要素のあいだの独特の興奮状態は、彼等によって担われる機能を〈現状〉のうえに維持する」からである(Simmel 1908=1994:111)。

以上のようにみていくと、船橋理論の問題解決に関する理論図式は、まるでジンメルは議論をなぞっているかのようである。船橋は2000年前後にアリーナ論を自らの分析概念にくわえている(船橋ほか2001)。アリーナとは複数の主体による「取り組みの場」であり、その成立の仕方——誰が参与しているのか、どのような議題がそこで議論されているのか等々——によって、社会問題の解決は大きく左右される。図1の環境制御システム論では、□で表現されているのがそれである。「アリーナ」の原義は闘技場であり、2者による闘争を形式化する場である。ジンメルは2人結合を表象する場ともいえよう。もちろんこれは現実の諸々のアリーナが、2人(や2団体)によって構成されているということではなく、形式としての2者性を意味する。対抗的分業論で表現したことを、発展させた分析枠組みともいえる。しばしば恥知らずで無責任な行動に人々を駆りたてがちな3項的な統一体としての「社会」に、2項的な結合特有の直接性や強さを回復する契機をうめこむ——ジンメルは議論から浮かびあがってくるのは、こうした船橋理論の基本図式である。

3項関係と2項関係との絡みあいこそが、船橋理論の独自性であるということの筆者独自の解釈は以上である。では、このように考えたとき、「都公害資料」をどのように読み深めることができるだろうか。あらためて「都公害資料」を検討していこう。

3 「都公害資料」のなかの船橋理論

(1) 東京都環境アセスメント関連資料

本論文第1節の(3)では、当時の東京都が、公害・環境問題をめぐって住民との対抗的分業を形成してきたかどうかについて軽い検討を行った。ここではさらに、第2節で行った船橋の両義性論の検討をふまえ、「都公害資料」について掘りさげていく。ここで取りあげるのはシリーズ6である。シリーズ6は東京都の環境アセスメント条例(以下、都アセス条例)の制定過程にまつわる資料群であり、「都公害資料」のなかでもとくに質量ともに充実したシリーズである。

まず都アセス条例の制定過程を概観しておこう⁽¹²⁾。都アセス条例（正式名称、東京都環境影響評価条例）は1980年10月に制定され、その後複数回の改定を経て現在も運用されている。1977年4月、美濃部都知事の諮問を受け、私的諮問機関である「東京都における環境アセスメントを考える委員会」（以下、考える委員会）が発足し、条例の検討を開始した。考える委員会は11回の会合を経て、1978年1月に答申を出した。その後、5月にその要綱をまとめたものの、都議会を通過させられず、美濃部都政は都アセス条例を誕生させることはできなかった。後任の鈴木俊一知事は、美濃部都政期のアセス案を廃案とし、みずからの諮問機関「東京都環境アセスメント制度検討委員会」（以下、検討委員会）での検討を進めた。そして1980年10月、鈴木都政下で検討が進められた都アセス条例が制定されることとなった。

こうした政治的紆余曲折のなか、美濃部期の考える委員会の委員長をつとめたのが、前東京都副知事の俊通氏である。シリーズ6はそうした背景から俊通氏が保管していた資料群である。ただしシリーズ6の「ファイル名」のレベルには、自身が委員長をつとめた考える委員会の名前はなく、その後の策定経過や、都議会に参考供述した際の資料、さらには鈴木都知事時代の諮問機関である検討委員会の名前がなっている。考える委員会の資料は、そうしたファイルのなかの個別のアイテムとして（恐らく多くは会議資料として配布されたものとして）収められている。

都アセス条例の制定過程は、革新自治体の終焉期の様子をリアルに伝えている。この時期の公害・環境政策は、国全体としても、まさにバックラッシュ的な状況の渦中にあった。俊通氏がかかわった美濃部アセス案は、「徹底した住民参加を保障し、環境影響を評価する機関として第三者からなる評価委員会を設置することが大きな特徴」（読売1978.5.23）と報じられたが、後に鈴木都知事により廃案とされる。事業評価委員会に住民を入れるという意欲的な美濃部アセス案が廃案とされたことで、これに反発した住民団体の住民審査請求がなされ、美濃部アセス案が再提案されたものの、あらためて議会で否決された。最終的には事業者側が事業評価を行い、住民参加は説明会の開催のみに限定される鈴木アセス案が可決されたのである。

つまり、シリーズ6はこうした「政治」的状況のなか、「行政」がどう動いていたのかを垣間見るための貴重な資料ということになる。ファイル名をみていくと、俊通氏が委員会の後の動向をフォローしており、議会への対応、さらには鈴木都政期以降も都アセス条例の制定過程に関心を持ち、情報を集めていた様子がうかがえる。また考える委員会については、ファイルレベルで登場しないものの、アイテムレベルで追うと、月に1、2回のペースで通算11回開催され、翌年1月20日に答申を出すまでの検討内容やその推移を確認することができる（ID:0016-B3-030-002）。たとえば1977年11月に考える委員会が開催した「住民の意見を聴く会」では、住民団体のリーダーたちが参加している。そこには、環状7号線問題や放射36号線問題等の公害・環境問題を訴える住民運動のリーダー、あるいは環境保護団体のリーダーたちの名前やその主張内容を確認できる。こうした行政側の資料に、運動側の資料とを組みあわせつつ仔細に検討すれば、「徹底した住民参加を保障」した美濃部アセス案がいかんにして形成されていったかが分析できるはずである。本論文第

(12) 以下、経緯については「素案に住民の意見を」（読売1977.11.8）、「住民参加を徹底」（読売1978.5.23）、「再び継続審議に」（読売1978.12.13）、「アセス条例案の扱いが焦点」（朝日1980.6.26）、「アセス都議会直接請求案審議」（朝日1980.7.8）、「検討委が原案に合意」（読売1980.7.23）、「鈴木アセス」可決」（朝日1980.10.03）を参照した。

1節の(3)で述べたように、それは「都公害資料」が船橋らが東京ゴミ戦争で検討した対抗的分業のその後を、あらためて分析することにつながる⁽¹³⁾。

そして両義性の観点からは次の論点が浮かんでくる。第1に都アセス条例、とりわけ美濃部期の条例案は、住民参加を強く意識し、より強く環境に配慮し評価をうながす内容になっている。このことは、都下で行われる事業に対して、東京都が被格差・被支配の契機に準拠した制度設計をしようとしていたことを意味する。しかし第2に、そうした志向をもつ政策は、政治状況の変化によって貫徹されなかった。これを逆運動(本論文第2節の(1))とみなすのかもまた今後の分析の焦点となろう。シリーズ6にはその鈴木都政下に取得された資料が多くふくまれており、美濃部都政の副知事経験者である俊通氏がそこにどうかかわったのかは興味深い。2つの都政のはざまでは官僚たちはどう動いていたのであろうか。シリーズ6の詳細な検討から、公害・環境政策をめぐる東京都の社会問題のdualityへの認識を検討することができるだろう。

(2) 企業・事業者との対峙——もうひとつの2項関係

本論文第2節の(1)で述べたように、両義性論において船橋は、被格差・被支配の契機を優先した社会問題の解決を重視した。しかし、それは経営問題を軽視してよいということではない。社会をよりよく制御していくためには、経営問題もまた無視することはできない重要な契機である。だからこそ船橋はdualityという言葉をあてているのである。このような観点から「都公害資料」の資料群をみていくと、「もうひとつの2項関係」ともいえそうな関係性がみえてくる。それは東京都と企業・事業者との関係である。東京都が住民参加を促しその声を政策に反映してきたならば、それは必然的に東京都と事業者との緊張関係につながる。こうした事態に媒介者たる東京都は、どう向きあったのだろうか。

この観点からまず目につくのがシリーズ5と15にまとめられている排気ガス規制の問題である。両シリーズには「七大都市懇談会」が行った会合や国に対する要望に関する資料がおさめられている。七大都市懇談会は、東京都知事、川崎市長、横浜市長、名古屋市長、京都市長、大阪市長、神戸市長により構成されており、「自動車排出ガスの昭和五十一年度規制の完全実施に関する要請」(ID:0016-B2-021-003)をひもといてみると、これらの自治体が住民の生活環境の保全の観点から、国に対して排ガス規制の厳格な実施をもとめた経緯が確認できる。また同懇談会は「七大都市自動車排出ガス規制問題調査団」とよばれる専門家集団を組織している。同調査団の名簿を確認すると、美濃部都知事のブレンであった柴田徳衛(東京都公害研究所長, 都市問題)を団長に、西村肇(東京大学工学部助教授, システム工学), 華山謙(東京工業大学工学部助教授, 社会工学), 近藤完一(技術評論家, 技術評論), 庄司光(関西大学工学部教授, 環境衛生), 西田耕之助(京大大学衛生工学部講師, 環境衛生), 水谷幸夫(大阪大学工学部助教授, 内燃機関), 片岡克己(大阪府立大学工学部助手, 内燃機関)といった顔ぶれを確認できる(ID:0016-B5-066-002)。調査団は、自動車メーカーの技術者への調査から、昭和51年度規制の実施は可能であり、「技術的困難」な状況にあるとはいえないと結論を出していた。七大都市懇談会はそうした知見のもと、国に

(13) 関連する資料群について、宇野論文にも紹介がある。

強い要請を行っていたのである。

以上から、当時の大都市圏の革新自治体が、一方で住民との2項関係、他方で企業との対抗的な2項関係を築いていた様子をうかがうことができる。直接的には国に対する要請の形をとっているものの、調査団をつうじて自動車メーカーに直接アプローチしていた点に興味深い。まず目につくのが、近藤や庄司といった当時反公害の姿勢を鮮明にした顔ぶれである。またこうした専門家の知見をもとに、技術的な検討をふまえた提言を行っている点も見逃せない。技術的な検討は、企業の経営上の対応可能性にふみこんだ提言につながる。つまり、ただ被格差・被支配問題を主張するのみならず、それを経営問題へと再変換して問題解決にのぞもうとしていることをうかがわせる。社会問題の両義性に向きあう姿勢を、これらのシリーズから読みとることができる。

また東京都は、町工場など中小企業へのアプローチも行っている。シリーズ11「公害 工場集団移転」には、公害を出す工場を臨海部「京浜6区」（現在の京浜島。大田区）へと集団移転する計画や経緯に関する資料がおさめられている⁽¹⁴⁾。「土地利用を純化」（ID：0016-B4-051-001）する形での対応は、一方で被格差・被支配問題をゾーンニングの形で解決する方法である。これを船橋のいう「同時解決」と呼ぶかどうかには一定の留保が必要であろう。東京都内において「環境負荷の外部転嫁」（船橋2018：508）が生じているという見立てもできる。受苦圏と受益圏が分離するこうした工場型の公害において、かつ東京都が影響力を行使しやすい主体に対する対応をどう評価するのか。こうした問題をふくみつつも、ここでもまたみえてくるのが、企業・事業者との2項関係のなかで、被格差・被支配問題を経営問題へと再転換し、政策を打ちだしていく行政の姿である。環境社会学では扱われにくい公害・環境問題の一側面を、「都公害資料」は伝えている。

（3） 行政文書からみる両義性

美濃部都政期において、住民（生活者）と行政との2項関係がいかにして形成されていたのか。そうした関係のもと、行政はどのように事業者・企業との2項関係を築こうとしていたのか。またそれは革新都政の終焉によってどう変化したのか。以上の検討から、「都公害資料」が、公害・環境問題をめぐる社会的協働の諸相を探るうえで貴重な資料だということをあらためて理解できる。

とくに両義性論の観点から重要なのは、俊通氏の経験をつうじて、当時の官僚がいかにして社会問題の両義性に向きあってきたのかを検討することができる点にある。本論文第3節の（1）でみてきたように、美濃部都政下の都行政は、住民運動との協働のなかで被格差・被支配の契機を政策に反映しようとしてきたが、他方、第3節の（2）でみてきたように、企業・事業者と対峙し、あらためて経営課題に再変換することにも力を注いでいた。後者については、住民運動側の資料と異なり、行政資料でしかできない *duality* への接近を可能にしてくれる。行政文書である「都公害資料」のもっとも核心的な意義は、ここにあるのではないだろうか。

(14) この点も宇野論文に詳しく紹介されている。あわせて参照されたい。

おわりに

本論文では、船橋理論を読み解きながら、「都公害資料」の意義を探ってきた。まず船橋理論については、「3項関係と2項関係の絡みあい」の観点から検討してきた。船橋はその原理論的な探究において、3項関係の成立に社会の原点を見出し、2項関係の原理性を退けている。しかしそれにもかかわらず、船橋理論にはライトモチーフのようにして2項関係がしばしば登場する。行政と住民との2項関係に焦点をあてた対抗的分業論、社会問題そのものを2項図式に整理し、その同時的解決を論じた両義性論がそれである。しばしば被格差・被支配問題や成員の無責任性を引きおこす3項関係を、2項関係の創出をとおして是正する。こうした図式を船橋理論は採用している。さらに両義性論に着目すると、社会の媒介者たる官僚や行政組織への船橋の考え方もみえてくる。すなわち、官僚や行政組織は住民との対抗的分業をつうじて自らの認識枠組みを相対化し、社会問題の両義性に気づき、両者の同時解決をはかるべきである、というものである。

「都公害資料」はこうした船橋理論の観点から、貴重な情報を提供しているといえる。とくに都アセス条例の事例からは、住民参加を制度的に保障していこうという美濃部都政のスタンスが確認できた。ただし、都アセス条例の制定には、美濃部都政から鈴木都政への転換に翻弄された経緯があり、当初の美濃部都政のスタンスが貫かれたとはいえない。行政組織が政治状況の変化にどう対応してきたのかという点でも、「都公害資料」は興味深い情報を有している。他方で、企業や事業者との対峙をつうじて、ただ被格差・被支配問題に準拠するのみならず、それをふたたび経営問題へと反映させていこうという、東京都の姿を見出すこともできた。これについてのより精緻な評価は今後の研究に委ねるしかないが、この観点からの環境社会学の業績は必ずしも多くなく、これらが貴重な資料だということは明らかである。ここまでの検討をふまえ、総じて評価するならば、船橋理論が提起する duality の諸相を、この資料群が豊富に示しているのは間違いない。近年の東京都下で生じている開発問題に鑑みても、この時期の東京都の政策形成過程をふりかえることには、大きな意義があると考えられる。

本論文では船橋理論と「都公害資料」との関係性をゆるやかに想定しつつ、前者の検討をつうじて後者の意義を浮かびあがらせるという構成で議論を進めた。今後、こうしたテキストベースでの議論から一步ふみだして、「都公害資料」がどのような意図で集められアーカイブ化されるに至ったのかについての、関係者の証言をふまえた検討も必要であろう。もちろんそれは私的生活にかかわることでもあり、ふみこむべきではない領域もあるだろう。しかし、東京都の公害・環境対策の黎明期をささえた俊通氏がこの資料群を残した理由を掘りさげることによって、船橋がなぜ duality にこだわったのかがより理解されると同時に、「都公害資料」そのものの意味もまた深めることができるはずである。この資料群に込められた願いを汲みとり、これからの社会に活かしていくためにも、本論文がそうした探究の端緒になることを願っている。

(だいもん・しんや 関西大学社会学部教授)

謝辞：山本唯人氏と宇野淳子氏には、船橋晴俊先生にかかわる貴重な機会をいただいたこと、また環境アーカイブズをめぐる刺激的な議論にくわえていただいたことに、心より感謝申し上げます。

【参考文献】

- 大門信也（2020）「正運動をとまなう介入の深化と「第三のシステム」——騒音問題と再生可能エネルギー問題の分析にもとづいて」茅野恒秀・湯浅陽一編著『環境問題の社会学——環境制御システム論の理論と応用』東信堂：263-301.
- 似田貝香門（1976）「住民運動と「住民参加」の行政体制——東京都の「都民参加」行政を事例として」松原治郎・似田貝香門編著『住民運動の論理——運動の展開過程・課題と展望』学陽書房：247-296.
- 船橋晴俊（1977）「組織の存立構造論」『思想』8月号：37-63.
- （1980）「協働連関の両義性——経営システムと支配システム」現代社会問題研究会編『現代社会の社会学』川島書店：209-231.
- （2004）「環境制御システム論の基本視点」『環境社会学研究』10：59-74.
- （2010）『組織の存立構造と両義性論：社会学理論の重層的探究』東信堂
- （2018）『社会制御過程の社会学』東信堂
- 船橋晴俊・角一典・湯浅陽一・水澤弘光（2001）『「政府の失敗」の社会学——整備新幹線建設と旧国鉄長期債務問題』ハーベスト社
- 船橋晴俊・船橋恵子（1976）「対抗的分業の理論」『現代社会学』3（2）：114-129.
- 真木悠介（1977）『現代社会の存立構造』筑摩書房
- 松原治郎・似田貝香門編著（1976）『住民運動の論理——運動の展開過程・課題と展望』学陽書房
- 宮内泰介・三上直之編（2024）『複雑な問題をどう解決すればよいのか——環境社会学の実践』東信堂
- 宮崎省吾（2005）『いま、「公共性」を撃つ——〔ドキュメント〕横浜新貨物線反対運動〔復刊〕』創土社
- Simmel, Georg（1908）*Soziologie: Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung*, Duncker & Humblot, Berlin. (= 1994, 居安正訳『社会学——社会化の諸形式についての研究』白水社（上下））